

当局、懇談会凍結、雇用問題重大局面に

ILO書簡絡み、日鉄法一九条問題浮上か

国 鉄

当局強く反発、国労との関係決定的な段階に入る

国鉄当局は、国労がILO事務局長宛書簡を発したことに對し、その内容が著しく事実を歪曲しているばかりでなく、事実を反する認識を対外的に宣伝し、誤解を生じせしめるという悪意に満ちたものであるとし、書簡の撤回、謝罪等を求めたが、国労は事実を反することをILOへの書簡に書いた覚えはないとの回答をしたため、当局は、信頼関係を強めるための懇談会の持続の意味がないと六月三〇日凍結する旨を通告した。国労は懇談会が存続する間は、九条の発動はないとの見解を持っているが、懇談会は信頼関係が基本であるだけに止むを得ない措置であろう。

当局は自ら窓口を閉ざす考えは持っていないものの基本的部分で対立したままで前進がなければ、国鉄改革のスケジュールが秋には一気に進むことを予想している。事態は対立激化のまま推移することとなり、次期国会が大きな正念場になりそうである。

国労、労使の信頼関係を大きく阻害

事実を反するILO書簡の撤回、謝罪求める



国鉄・澄田常務理事

【が、今、どのようにお感じになっていますか】

経営、雇用問題に関する懇談会というのは、五月一二日に国労との間で経営問題全般にわたり、とりわけ雇用問題について忌憚のない意見の交換を行い、信頼関係を確立するために覚書を結んで設置したものです。現在、特に雇用問題が大変な局面を迎えている訳ですから、経営・雇用問題について労使がざくばらんに話し合っていく、その中から信頼関係を生み出していくということから二回にわたり開催し、誠意をもって対処してきました。そう場で話合いを始めた矢先に、当局に何ら話すことなくILOに書簡が送られたわけで

雇用で重大局面、国労行為誠に心外

【国労がILOへの書簡問題で当局に反論したことから折角の労使懇を凍結されることになりました】

Ⅰ・Ⅱ書簡の撤回等、誠意を示せ

ト 一 ポ レ 企 公
 に対して国労から回答がありました。事実には反するようなことをⅠ・Ⅱへの書簡に書いた覚えがないといったことで私どもが要求した三点について明確な答えがありませんでした。折角、信頼関係を築き上げていこうとする私どもの気持がなかなか通じないということでは懇談の場を開いてみても前進がないのではないか、それならしばらくは開催しても無意味だからということで凍結とした訳です。

【それを昨三〇日に国労へ通告した訳ですね】
 そうです。国労の方から私どもが書簡で示した内容について当方の満足するような答があれば直ちに懇談もやり議論はやっていきましょう、話し合いをしましょうという姿勢ですから懇談会設置の覚書を破棄するとかいうことではない訳です。しばらく相手の出方を見守るといふことです。

【国労は形だけでも懇談会を存続しておけば雇用安定協約を結んだと同じ効果があると言っています、日鉄法二九条問題が浮上するのですか】
 もともと懇談会を設置し、それが設置されているというだけで日鉄法二九条の発動はないというこ

とではないんですね。経営・雇用問題懇談会が覚書を結んで設置されて、その中でお互い忌憚のない意見の交換がなされ、労使間の信頼関係が生まれてきさえすれば、問題は内容ですからそういった状態が続いていけば恐らく日鉄法二九条の発動なんてことはあり得ないであろうということでありまして、懇談会が設置されているということだけで日鉄法二九条の発動がないということに直ぐつなげた議論というのは全々話が違う訳です。実質的に信頼関係にあるかどうかという点が大事なんです。私どもは理由もなく国労との間に雇用安定協約の締結を拒否しているということではない訳です。労使共同宣言、これが国鉄の経営問題、雇用問題の重大性を認識した場合に国鉄労使間のあるべき姿であると私どもは考えていますので、労使共同宣言の考え方に同調していただければ雇用安定協約は結びましょうというのが基本姿勢です。他組合とは全部この考え方でやってきます。ですから何も国労だから結ばないとかいうことではなくて、そういうた考え方に同調していただければ直ちに結びましょうと言っている訳です。そのことを十分理解してもらって歩み寄ってもらえばという気持です。懇談会の場でも雇用安定協約の美味についてどこが不満だとか、どういふ点に問題があるとか大いに述べてくれと。我々も大いに議論しましょうというところで臨んでいる訳ですから、ここが国労に越えてもらわなければならぬ一つのハードルではないかと思えます。

日鉄法二九条絡み、議論の筋が違つ

い意見の交換がなされ、労使間の信頼関係が生まれてきさえすれば、問題は内容ですからそういった状態が続いていけば恐らく日鉄法二九条の発動なんてことはあり得ないであろうということでありまして、懇談会が設置されているということだけで日鉄法二九条の発動がないということに直ぐつなげた議論というのは全々話が違う訳です。実質的に信頼関係にあるかどうかという点が大事なんです。私どもは理由もなく国労との間に雇用安定協約の締結を拒否しているということではない訳です。労使共同宣言、これが国鉄の経営問題、雇用問題の重大性を認識した場合に国鉄労使間のあるべき姿であると私どもは考えていますので、労使共同宣言の考え方に同調していただければ雇用安定協約は結びましょうというのが基本姿勢です。他組合とは全部この考え方でやってきます。ですから何も国労だから結ばないとかいうことではなくて、そういうた考え方に同調していただければ直ちに結びましょうと言っている訳です。そのことを十分理解してもらって歩み寄ってもらえばという気持です。懇談会の場でも雇用安定協約の美味についてどこが不満だとか、どういふ点に問題があるとか大いに述べてくれと。我々も大いに議論しましょうというところで臨んでいる訳ですから、ここが国労に越えてもらわなければならぬ一つのハードルではないかと思えます。

【Ⅰ・Ⅱに書簡を出した以上、あれは間違いでしたということとは不可能な気がしますが】
 ただ、国際舞台に出そうが何であろうが、事実上反することをもしたらは具合いが悪い訳で

すし、問題は書簡の中味が的確な正しいものでないと誤解を招きますし、国鉄がとっている態度は

・共同宣言が国鉄労使関係の基本

そんな態度かという国際機関に誤解を与えるような内容であっては困る訳ですから、その点についてはやはり直してもらわなければいけない。それが労使関係において信頼関係を築く一番基本的な一番大事なことではないかと考えています。少なくとも嘘を言ってはいかんと、間違ったことを言っ

昭和61年7月10日

も一つは、I・L・Oへ言うなら折角懇談会をやっている訳ですから何故その席上で私どもに言われないのかということも残念ですね。

ト 【国労は当局が真実でない、事実を歪曲している」と指摘したことに對して、どう回答しているのですか】

レ 私どもの指摘に直接答えていませんで「事実を歪曲した書簡をI・L・Oに送付したことはございませぬし、今後もそのようなことをする考えは国労にはないことを明らかにします」とは書いてありますが、具体的にこういうことだとは言っていないです。

公 【その点を国労に再質問されたようですが、国労はどう答えたんですか】

17 (昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

当局として言い分があるならI・L・Oに意見書を出すのは自由でしょうということなんです。要するに国鉄が文句があるならI・L・Oに書面で言っ下さいということですから問題なんです。I・L・O対国労との関係をどうこうと私どもは言っている訳ではないんで、あくまでも労使関係の中で信義則は守って下さいと言ったにもかかわらず守ってくれませんでしたね、と話したのですが、事実の歪曲という指摘について国労は全くノーコメントでして「それについてのそういうやり方はお宅

がいつもやるやり方ですね」ということだったようです。ですから、明確な答えは得られなかった訳です。

しかし、私どもは自分らから懇談会の場を閉ざそうとか窓口をしめてしまおうという気持は毛頭ありませんで、もともと懇談会は経営・雇用問題についてお互いに議論を闘わせて是は是、非は非、お互いに主張すべきは主張して信頼関係を生み出していかうということですから、自分らから窓口を閉ざす気持は毛頭持っていません。しかしながらそれには相手方もこれに相応した態度を示してもらいたいと思います。ですから私どもの申入れにまともに対応していただきたいですね。

【結局、考え方、基本方針が全く違うということですね】

「生活基盤を守る」共通認識を持つ

現在、私どもは、国鉄改革に向って進んでいる訳ですが、国鉄改革にあたり、真面目に働く意思のある職員がその生活の基盤を失うようなことがあってはならないという点について、労使は共通の認識を持つべきであり、それらの職員に十分な雇用の場を確保するためには、経営全般にわたる労使の自助努力に対する国民各層の信頼と共感を得て初めて可能になると考えています。この趣旨から労使共同宣言を提起したのです。その内容は、国鉄職員なら誰でもなるほどと思ってもらえる極めて常識的なものであり、動労、鉄労、全施労は直ちに締結してくれましたし、その後結成された真国労も締結してくれました。国労でも今の職員の置かれた立場、雇用の重大性などは十分わかっているはずですから、同調してもらえないはずはないという気持で提起した内容なんです。どうしても考え方が違うんだとなればこれは難しいですね。私どもは、労使共同宣言の内容については一

般の国民各層の方々の共感が得られていると確信
しています。

【労使の距離が大きい時、国労の出方を静観する
ということでは当局が考えておられることは不可
能ではという感じがしますが】

したがって、これから改革に向けてあまり日時も
ありませんので、ただ手をこまねいて静観してい
るのではなくて、私どもなりに打つべき手を残さ
れた時間を考えながら着々と打っていかなければ

理解を得ながら残り時間に対処

ならないと思っています。国労から基本的な協力
が得られるか得られないか、ただ見守っている訳
にはいきませんので打つべき手は打つべき時期に
打っていくと。そしてこれに協力願える組合とは
大いに協力し、国労にもどんどん提起していって
議論もするつもりですし、また交渉すべきものは
交渉します。しかしながらそれが「うん」と言っ

てもらえないからと言って実施しない訳にいきま
せんから十分理解を得るべく努力はしますが、着
々と手を打って実施していくつもりです。

【いずれにしても国労との厳しい対応はこれから
も避けて通れないという感じがしますね】

そうですね。これからおそらく次の臨時国会あた
り再び国鉄改革法案が上提され集中的な審議が
行われる、それが十分審議を頂いた上で速みやか
に可決成立ということを望んでいます、そうな
れば国鉄改革のスケジュールは一気に進む段階が
来ると思います。そうやってきた場合に抜き差し
ならぬ対決などということではなくて、職員全体
の幸せのために私どもも極力理解を得る努力をす
るつもりですが、職員の雇用という一番大切な生
活の基盤を確保することから、もっともっ
と私どもの考え方に歩み寄ってもらいたいと思っ
ています。
(文責記者)

ILO提訴の真意を受け止めて欲しい 労使信義の問題としては率直に反省



国労・秋山企画部長

信義の問題として率直に反省

【ILO事務局長に書簡を送られた趣旨はどのよう

うことですか】

昨年一月、ILO内部で日本の国鉄問題で一つの
決議があり、ヨーロッパでも非常に関心が強いと
いうこともあって注目されていきましたから、そう
いう国際組織にうったえる機会があればと思っ
ていました。そういう中で昨年二月、ILOに書簡
を送り、国鉄問題についての国労の考え方をうっ
たえたわけです。これに基づき、ILOは日本政
府に対し現状の報告を求めたという経緯がありま
す。ところが日本政府はこれに回答しないという
事実のなかで今日を迎えました。すでに、国鉄の

昭和61年 7 月 10 日

状況は政府が法案を提出した段階にきており、こうした事実についても一度 I L O に報告すると同時に再度国労としての考え方をのべ、しかるべき方法がとれるものならとっていただきたいというところで書簡を送ったということです。

【その書簡の内容が事実と相違する、信義違反として問題になっているわけですが】

今回の二回目の書簡を送るとき、当局に対して事前に申出ておくべきだったと今思っています。これは個人的な私の手落ちです。この点は、労働課長、職員局次長にも申上げました。いずれにして

改革法二三条問題が提訴の趣旨

も労使の信義という点では一つ反省しています。

ト ただ、今回の書簡の最大のポイントは、政府がすでに法律案として提起したなかで改革法二三条にかかわるものが最も重要だと考えており、団体交渉が形骸化、団体交渉抜きでということ、まさに二三条について私どもが指摘しているところであって、それでいけば労働者の選別規程とか採用数は、ほとんど政府と、設立委員と、国鉄当局の手によって決定し、そこに労組は何ら参与できない仕組になっています。それは誰が何といおうと明らかに労組無視、団体交渉無視であり、国家規模の不当労働行為であるということを I L O にうったえたかった、というのが真意です。

【別法人の採用権であり、国鉄ではそれを決める権限はないというではありませんか】

しかし、世の中から見てもどうでしょうか。一時期民間でよく偽装倒産という手が使われましたが、私は今回の改革法二三条は国家が公然とこれを行ったのだと思います。現在の国鉄労働者を新しい事業体に引きついでいくときに、労働条件、だれを連れていくかという採用規程、そういうものを一切既存の労組と関係ないということが、国際的

19

(昭和30年 1 月 17 日 第 3 種郵便物認可)

にまかり通るのか、あるいは日本政府も労働行政としてそういうことを許容するかどうかということが問われるのではないかと思えます。これは一に国鉄だけの問題ではないでしょう。

当局からは、たしかにこれについて三点の申入れがありました。これは I L O に提訴した国労の英文を当局が和訳したものをもって申出てきているとわれわれは思っています。ひとつの英文をどう訳そうが、それほど大きな違いはありませんが随所にあられるニュアンス、その文脈の意図するところは、やはり日本語の原文を基本に考えてもらいたかったと思っています。

虚偽云々はニュアンスの問題

【当局の指摘した三点は書簡にはないのですか】
あります。たとえば六一名の自殺者が出たと記述しています。しかし私どもの原文では、六一人も国鉄労働者が当局の退職強要とかあるいはその他の生活不安などによって自殺しているという現実があるという記述です。当局からの文書をみますと、六一人の自殺者の原因がすべて当局にあると国労が申立てているのは虚偽だ、ウソだというわけですが、そこはニュアンスの問題と申います。私どももその辺は十分に配慮して現状を正しく I L O の関係者に理解していただくと同時に、できるだけ問題を生じないように文章は作ったつもりですが、それは受け取り方の問題ですね。文章に表われた一つの事柄についてこれが嘘だとかあれがでたらめだとかいうことを指摘されるよりも、われわれが I L O に何を伝えたかったのかということを正しく受止めていただければという気持ちです。

【当局は硬化し、陳謝、撤回、今後の約束の三点をあげているわけですが】

われわれは、あえて嘘やねつ造をしたつもりはあ

りませんし、表現の一つ一つをあれこれいうよりも、問題の本質と、書簡を送った経過やいきさつを正しく認識してほしいとの一点で回答申上げたわけで当局のいわれる三点と真向からかみ合っていない合うつもりはないのです。

【しかし、結果として懇談会は中断ということになり、国労としては、これが続く限り二九条四項の発動はない、雇用安定協約と同じ意味合いをもつとの判断に立たれていたようですが】

第二回の懇談会のとき、通常国会でのやりとりで総裁が答えた部分について、国労はさように認識してもらいたいという話がありましたから、私どもは懇談会があれば二九条四項を発動しないと約束したという認識は必ずしもありません。問題は懇談会を継続し、労使の信頼関係をそこで回復するという道筋のなかで、当局は二九条四項の発動を行うことはありえないだろうと受止めていたの、今回の懇談会凍結という問題が直接二九条四項にかかわるとか、かかわらないとかの決断を当局がするとは思いません。

トポレ労働企業公

ILO問題は国労攻撃の口実か

【懇談会があるとなかろうと、雇用安定協約がない以上、日鉄法二九条四項の発動があるということですか】

当局は、法的には雇用安定協約がないのだから、二九条四項発動という問題は存在している、しかしできるだけしたくないと繰り返しています。われわれも、それが絶対ないと、確信をもって約束しているわけではありませんからそこまではいい切れませんが、もし当局が、国労だけに集中して行うという真意があるとすれば、別の次元の問題ではないでしょうか。

【その場合国労はどういう対応をとりますか】
結局、国鉄改革について国労が既定の流れをなせ

認めないのか、なぜ現実を認めたくなくて職員の雇用に取組まないのかというのが、当局の国労に対する不信感だと思えます。今回のILO書簡の問題も、労使の信義を裏切るとか、嘘とねつ造にみちているとかいいますが、それはむしろ枝葉の問題で、国労が現在でも政府の提唱する分割民営に反対している、あるいは当局の改革案に異論をもって抵抗するということがけしからんというふうに関こえて仕方がありません。

改革問題については話合いたい

改革についてはわれわれも認めており、その手法、方法は労使の中でも議論していいわけです。またそれに意見の違いがあったとしても、現実には余剰人員が数万人おり、なおふえる事実は認めているのですから、それはそれとして話合える苦です。

【懇談会は忌憚のない意見交換、信頼回復の場とならず、覚書の主旨に反することですか】
今日の当局のさまざまな手法のなかで、ひょっとしたら別の邪念があるのではないかという不信感を私は強くもたざるを得ません。つまり、国鉄の改革を進め、真の国鉄の再生に別々の意図があるのではないのでしょうか。ここが問題です。

【真の国鉄改革、鉄道の再生には最低共同宣言の条件が必要では】

共同宣言をあらためて読みましたが、今社会的にも政治的にも、国民的にも、あれが国鉄にさまざまな人の力をかしていたためだけのベースになっているのか私自身はともそんな価値があるものとは思えません。むしろ安全輸送、サービスの向上についてしっかりやることを内外に表明したいと思えます。それを、共同宣言を踏絵にして、あれこれいうのは乱暴ではないでしょうか。別の懸案があるならば、もっとはっきり言えばよいと思えます。

(文責記者)